認定 NPO 法人
ひょうご消費者ネット　通信 37
24 NOVEMBER.2023

新連載

「これからのエネルギーを考える」 第1回

とらぱぱ

こんにちは、今回から担当する「とらぱぱ」です。
私は大学を出て生活協同組合に入ったのですが、いまは転職して太陽光発電や小水力発電といった、いわゆる「再生可能エネルギー（以下、再エネと略します）」の導入・普及に向けてお客さんへのご提案や、新電力の立ち上げや運営のお手伝い、といった仕事に携わっています。

これから数回に分けて、再エネを中心に、これからのエネルギー、脱炭素社会といった問題について、自分の考えや社会の動きについてお話ししたいと思います。

まずは初めての寄稿ということで、自己紹介をかねて、なぜエネルギーに興味を持つことになったのか、についてお話ししたいと思います。

私も小学校の頃はプロ野球選手や大工さんといった、当時の男の子ならありきたりな？夢を持つ子どもでしたが、中学生になる頃には「経済」というものにかなり強い興味を持っていました。
なぜそんなに「経済」に興味を持ったのか、振り返って考えると、私は子どものころからアメリカという国が大好きでした。おそらく NHK で長年放映されていた「大草原の小さな家」というドラマ（マイケル・ランドンがカッコいいお父さん役のアレです）に古き良きアメリカ像を抱き、強い憧れを持っていたからだと思います。テレビの影響ってやっぱり大きいですよね。

しかし、私が少し将来というようなことを考え始めた 1980 年代のアメリカは、ベトナム戦争で社会や経済が疲弊し、エイズが蔓延しはじめ、産業でも日本に抜かれる分野が増えるなど、大きく凋落しつつあるように見え、私は勝手にアメリカの未来を心配して憂いていました。今考えると変な子どもですね。

ちょうどその頃、我が家では「日本経済新聞」をとっていたのですが、アメリカと日本の企業比較のようなコラム連載を目にします。具体的には米国企業が日本企業に優っている点を挙げた内容だったのですが、「株価収益率」や「総資産利益率」といった、アメリカの強い経営指標を見つけては調べたりしていると、大学でマルクス経済学を学んだという父親は驚きつつも喜んで話をしてくれるようになりました。

妙な動機ときっかけで、株屋の経済学から入ったわけですが、高校に入学した頃には何となくケインズやフリードマンといった経済学者に憧れ、経済学を目指そうと心に決めていました。

当時通っていた高校は公立ではありながら、かなり自由な校風でした。先生もけっこう自らの思想を前面に押し出す方が多く、古文の先生は神主の家系ということもあり右派、マッカーサーと昭和天皇による対談話をしょっちゅうするし、世界史の先生は逆に天皇の戦争責任について生徒に討論させる…といった具合で、いろんな方向からのモノの見方を知ることができる、刺激的な学校でした。

しかし、高校 2 年の「社会（政経）」である授業に出会います。
N という女性教師はたぶん昔は学生運動をやっておられた方ではないかな・・と思うのですが、ちょうどチェルノブイリ事故が発生した後だったため、原子力発電の可否について生徒が賛成派、否定派に分かれて議論しましょう、ということになりました。

私は両親ともに広島県出身で、子どものころからヒロシマについて聞いて育ったため、「原子力」というものにはネガティブな反応をするほうでしたが、日本の技術には何となく信頼を置いていたため、賛成派を選んで議論に参加しました。

議論の事前準備の段階で、経済学を目指そうとしていた私は、原子力発電の損害コストについて「期待値」を使って算出しました。損害コストの「期待値」は、大規模災害や事故によって引き起こされる費用に、その災害や事故が発生する確率をかけて計算するものです。
日本の原子力発電の場合、チェルノブイリとは違って、災害や事故により制御不能な状況になる確率が充分に低いとされていたことから、被害の「期待値」は非常に低い。だから、推進すべきだ、という内容で論を張りました。

議論は賛否両論があって、多数決などで決めることもなく終わったと思いますが、自分の論はなかなか数字を使っていて、説得力のある内容だと思っていましたが、議論が終わった後、N 先生が講評をされました。

その中で、「期待値」について N 先生の意見はおおむね以下のような内容でした。

「最悪の被害が許容できる範囲のものと、許容できないものがあり、許容できる範囲のものなら『期待値』で判断してもよいのかもしれないけれど、許容できないものに確率をかけた数値と単純に比較してよいのだろうか？いまの経済学というのは何でも計算で数値化する、というのが主流だと思うが、経済学を学ぼうとするなら、その数値がなんの意味を持つのか、考える地頭を育てなさい」。

その時、ハッとしたのを覚えています。「そうか、火力や水力といった、最悪の状態がまだ許容できるものなら『期待値』で比較するのもいいけれど、最悪の事態が許容できないレベルのものを同じ土俵で比べるのは、そもそも意味がないんだ」と。いま思い返してもよい授業だったと思い、こんな先生に出会えたことを感謝しています。そして 2011 年 3 月の東日本大震災が起こったとき、真っ先に N 先生の授業が頭に浮かびました。「ああ、先生の言っていた、許容できない事態が起きてしまった…」と。

人間が生活するためにエネルギーを使えば、何かしら環境には負担をかけざるを得ませんが、そのなかでマシな方法を選ぶ、というのが現役世代の義務ではないでしょうか。

「マシ」といってもいろんな考え方はあり、私の友人にも再エネのような不安定なものに頼るのではなく、原発などの安定が見込める手段に頼ったほうがよいのではないか、という意見を持つ者は多くいます。
しかし、私が再エネを選ぶのは、想定外の災害や事故によって引き起こされる事態が社会にとって許容できる範囲、つまり現状では一番「マシ」であると考えるからです。

初回なのでまとまりがなかったかもしれませんが、次回以降は具体的な太陽光や小水力発電について、お話ししていきたいと思います。

ツワブキ

私の回顧録 第2回

『鉄管の中の蛇』

ひょうご消費者ネット 副理事長　大石 貢二

私の回想録では、第2話として、「鉄管に入る前」、第3話として、「鉄管に入っている間」、第4話として、「鉄管を出てから」、となっています。第2話では、小学生時代から、修習生を終わるまでを書いておりますので、今回は、その中から、私が終戦前に小学生としての経験を書いた部分を取り上げてみます。

一　戦争の体験

私は終戦の時、小学校（当時は「国民学校」の名称）の六年生でした。終戦前のことで強く覚えていることが幾つかあります。

まず、食料難を経験しました。お米の入手が困難であったため、ご飯にはいろいろな具が何時も沢山入っており、真白いご飯が食べたいなと内心思ったことがありました。また、お菓子がなかなか手に入らず、母の作るクッキーが貴重なお菓子だったという記憶があります。それと、姉から教えてもらったのですが、ざらめ砂糖を小さな銅鍋で熱して、どろどろに煮詰まったら、重曹で膨れ上がらせた、確か「カルメラ」と呼んでいたという記憶がありますが、これを自分一人で作って喜んで食べたことも思い出します。その他、当時卵がなかなか手に入らない時期があったのですが、学校で親しい同級生から、自分の家の鶏が生んだと言って、卵を一つ頂き、喜んで上着のポケットに入れ、授業中、時々握って、いい気分になっていたところ、授業が終わり、起立の声に慌てて立ち上がった時に、机に当った気がしたので、おそるおそるポケットに手をいれると、卵が割れたらしく、ドロッとしたものが手にさわり、授業終了後、急いで家に帰り、母にポケットに卵があるから、卵焼きを作ってくれ、と頼んで笑われたことも忘れられない思い出です。

また、私は、生まれ育ったのが西宮市段上町の阪急電鉄「甲東園」駅から東方に歩いて10分位の所でした。この住居の北方で、「甲東園」駅の次の一つ北側の駅である「仁川」駅の近くに川西航空機宝塚工場があったため、そこを狙う米軍機による空襲の恐怖を何度も経験しました。空襲を知らせる大きな音のサイレン（警戒警報）が鳴り響くと、学校に居る時は、先生の指示で、直ちに荷物をまとめて、集団で、こわごわ下校したものでした。また、夜間に自宅に居る時には、空襲の警報が鳴ると、親らに叩き起こされ、庭に作られた防空壕に避難したものです。私が熟睡して起きないので両親は大変苦労したことを聞かされました。爆弾の落ちてくる「ザー」という音、落下した時の「ドーン」と

いう音と凄い振動で震えていたことも忘れられません。この「ザー」という音は、遠くに爆弾が落ちる時には長く、近くに落ちる時は短くなり、自分の上に落ちる時は、殆どその音のする間はない、と当時の仲の良い友達が教えてくれたので、その音の長さが大変気になり、こんどは長いか、こんどは短いか、と子供心にひやひやしていたのでした。また、夜間、焼夷弾の赤い光が空一面に広がって落ちてくるのを、防空壕の外に出て眺めていたことがあり、父がもうダメだから、ここから逃げようといっていたのに、焼夷弾が強い風に流され自宅には落ちてこず、自宅が助かり、皆で喜んだ風景も思い出します。また、親しい友達が、私の自宅の北の方にある爆弾の落ちた後に出来た大きな穴で、池のようになっているところを幾つか案内してくれました。それを見て、爆弾の威力の恐ろしさを実感したことも思い出します。また、爆撃のあった翌日、友達と魚取りに自宅の近くの川に出掛けて、途中で田んぼの中に人の腕が落ちているのを見て、恐ろしくなり、魚取りを止め、飛んで帰ったこともありました。その他、いつも通学の時に通っていた阪急甲東園駅近くの道に、不発爆弾が落ちているとして、通行止めになっていたため、しばらくの間、そこを避け、迂回して通学したこととか、親しい友人が畑で不発の焼夷弾を見付け、下げて走って帰る途中、落としたため破裂して燃えだし、臀部から背中にかけて大火傷をして驚いたことも覚えています。

悲惨な出来事としては、空襲で、神戸市に住んでいた叔母（父の妹）の一家5人全員が防空壕の中で一瞬に死亡したこと、母の高齢の両親が、西宮市内にあった住居が焼夷弾の大量の落下で全焼し、木製の門、木戸も燃え出したため、何も持たずに、たまたま見つけた台を利用して何とか瓦の載った高い塀を乗り越えて、逃げ出したこと、自宅の裏の木が弾片らしきものが刺さって折れていたことがあり、怖いなと思っていたところ、近くに住んでいた若い女性が、防空壕から出た途端、運悪く顔面に爆弾の弾片が当たり、鼻が無くなってしまったとか、ぞっとする悲惨な事件が起きたことも忘れられません。

そして、終戦の天皇の放送もラジオで聞きました。「耐え難きを耐え」とゆっくり語られたところは耳に残っています。あの時、親から内容を聞かされ、子供心にも、嫌で嫌でたまらなかった戦争がこれで無くなったと大喜びをしたことは忘れられません。いつまでも、この時の喜びは忘れてはならないと思っています。

2023 年度 消費生活相談強化補助金事業

『霊感商法等悪質商法について学ぶ』

開催日時：2023 年9月16日(土) 13:30～16:20
開催場所：兵庫県民会館 亀（ハイブリッド開催）
対 象 者：ひょうご消費者ネット専門委員 理事 事務局（参加計14名）

本年度 消費者庁から全国の適格消費者団体に向けて補助金事業の案内があった。事業の目的は、霊感商法等悪質商法の被害拡大防止のため、差止請求に係る活動促進業務実施のために必要な経費を補助することにより、適格消費者団体の機能強化促進等を図るとあった。今回の勉強会は当事業の一環として開催したものである。消費者庁が我々のような団体に補助金を出すというのは初めてのことであり、他の団体の状況も伺いながら慎重に申請書を提出したのであるが、消費者庁から一つ注文があった。活動をするにあたって、活動員の霊感商法等についてのリテラシー底上げのための勉強会を開催するというもの。確かに、これまで当団体のシンポジウムや学習会でも扱ってこなかったテーマであり、必要性も感じ、内部の勉強会を企画することとなった。

今回のテーマはいわゆる消費者問題とは異なる分野であり、兵庫県内にあるいは関西に講師がいるのかと心配されたが、幸いにも神戸合同法律事務所に当該分野を専門とされる弁護士がいらっしゃることがわかり、無事に開催にこぎつけた。勉強会の主な内容は下記の通り。

記

第1部

1. 神戸合同法律事務所の吉井正明弁護士による「旧統一教会の反社会的活動の実態及び宗教法人の解散請求とあるべき被害者救済法の内容について」、主な項目は以下の通り。

・組織的、計画的な信者獲得と財産の収奪を目的とした違法なマニュアルの存在
・聖書の独自のでたらめな解釈による統一原理による信者の支配と金集めの構造
・「全国霊感商法対策弁護士連絡会（全国弁連）」の取組み
・統一教会と関わった政治家の責任
・解散請求への動き
・被害者救済法の内容
・「全国統一教会(世界平和統一家庭連合)被害対策弁護団（対策弁連）」による被害相談

吉井正明 弁護士

2．同事務所 増田祐一弁護士による

「霊感商法の相談にはじめて接した際の注意点、

疑問点についての質疑応答」

増田祐一 弁護士

第2部

当団体上田孝治弁護士による

「最近の消費者被害と対応」、主な項目は以下の通り。

1．電話勧誘販売の限界

・通信販売規制と電話勧誘販売規制適用の該当性について

2．詐欺被害は救済できるのか？

・詐欺的な投資話について

上田孝治 弁護士

以上

消費者庁からの要望で開催した勉強会であったが、大変興味深く、有意義な勉強会となった。

その後、10 月 13 日文部科学省は、旧統一教会(世界平和統一家庭連合)に対する解散命令を東京地方裁判所に請求した。解散命令が確定すれば、教会は宗教法人格を失い、税制上の優遇措置は受けられなくなるが、宗教団体としての活動は続けられることになる。

ひょうご消費者ネット理事・事務局 田村直子

勉強会の様子

2023 年度 適格消費者団体連絡協議会

開 催 日:2023 年 9 月 2 日(土)・3 日(日)
開催場所:国民生活センター相模原研修所
参加団体:特定適格・適格消費者・めざす団体

現 地 参 加:1日目:約 60 名(28 団体) 2日目:48 名(24 団体)
オンライン参加:1日目:約 70 名 2日目:61 名

2020 年のコロナウィルス感染拡大による緊急事態宣言以来オンラインのみによる開催だったが、今回は現地参加ありのハイブリッド方式での開催となった。現地参加は約3年ぶりである。長いディスタンスの間、何度ものオンライン開催を経て、テクニックが向上したのか運営会社が良かったのか、ZOOMによる接続はとても良好で、正面の大スクリーンにPC画面が映し出しされ、ZOOM参加者の様子もわかり、進行もとてもスムーズであった。

会場となった研修所は、豊かな緑に囲まれた広々とした敷地に建つ昭和レトロなモダニズム風の建築であり、会場と宿泊が同じ建物内であり、移動の苦労がない点はとてもよかった。

1 日目は、消費者庁 黒木理恵法制審議官の報告からスタートし、消費者委員会報告、差止請求訴訟判決の検討、共通義務確認訴訟、消費者スマイル基金助成金事業報告、最後に次回会議の日程確認等。司会進行は、今回の幹事団体である消費者支援群馬ひまわりの会が行った。

2 日目は、消費者庁と運営会社には退出いただき、消費者機構日本、消費者スマイル基金、及び当団体事務局長であり今年度の協議会企画委員会委員長の上田孝治弁護士らによる司会進行で行われた。メインテーマは、差止請求情報提供業務に係る交流として、情報公開に関する各団体のルールについての情報交流等を行った。

初日の会議終了後の懇親会も同施設の1階の食堂を借り、ケータリングの料理で食事と歓談のひと時を過ごした。消費者制度課に着任されたばかりの古川剛課長の乾杯の音頭でスタートし、参加各団体による持ち時間1～3分ほどの設定でスピーチを予定していたが、数年振りに再会した嬉しさのためか、ヒートアップして制限時間をかなりオーバーする団体も数多く、結構な盛り上がりを見せた。最後に消費者庁の担当者からの挨拶とコメントがあったが、消費者庁もいつになく熱くなっていたように感じた。ケータリングを手配したのも、テーブルに残った食べ物や飲み物の心配と後始末をしてくれたのも消費者庁の皆さまであった。

ひょうご消費者ネット理事・事務局 田村直子

「みんなのサマーセミナー」に参加して

ひょうご消費者ネット理事　大谷　敦子

８月５日（土）・６日（日）に尼崎市立尼崎高等学校で行われた「みんなのサマーセミナー実行委員会」主催の「学びの夏祭り　みんなのサマーセミナー」にセンセイ役で参加しました。「誰でもセンセイ、誰でもセイト」を合言葉に１コマ 50 分、2 日間で授業数が約 300 もある催しです。

2010 年から四者連携の「ひょうご消費者セミナー」を開催してきた 4 団体（※）は、以前から、幅広い世代に短い時間でも気軽に楽しみながら適格消費者団体を知ってもらう場はないかと考えていましたので、これをよい機会ととらえました。

６ 日の １ 限目に授業名を「君ならどうする?スゴロクで悪質業者撃退!」とし、教材は「悪質業者にまけんぞう!スゴロク」（NPO 法人Ｃ・キッズ・ネットワーク制作）を用いました。初参加でどれくらいの人が来てくれるのか不安もあったのですが、事前説明会での中学生の感想は「面白そう!」でした。

当日は始業前から教室の前で待っていてくれた小学生や静岡からの大学生、常連の主婦と、顔ぶれはさまざま。

スゴロクでは参加者がいろいろな消費者トラブルに遭遇します。サイコロの目で選んだ対処法には良いものも悪いものもあるので、4 団体からリーダー役になった人が手口の解説と正しい対処法を説明します。全部で十数種の手口に出会ううちに悪質商法に備える方法が学べるというわけです。コマの進み具合に一喜一憂しながらおしゃべりも弾んで「私もこんなことが…」と自身のトラブル経験談になり、学習と日常がつながっていきました。ある人は親の家にかかってきた電話の勧誘（もちろん詐欺です）をきっぱりと断ったそうです。

参加者はマス目を行きつ戻りつしながら多様な手口と対処法を知り、法律の知識も得て、全員が時間内にゴールできました。

スゴロクで悪質業者の手口を学ぶ

「誰でもセンセイ誰でもセイト」の授業風景

日々新たに出現する悪質商法。その手口と撃退の知識を身に着けておくことは、消費者被害の未然防止と拡大防止につながります。今回のように直接言葉を交わしながら進める普及啓発活動は適格消費者団体の大切な役目のひとつだとあらためて感じました。

伝わる手応えがあり私たちも楽しめたので、来年度も四者連携で参加する予定です。

※連携の 4 団体：・特定適格消費者団体　特定非営利活動法人消費者支援機構関西
・生活協同組合コープこうべ　・兵庫県生活協同組合連合会
・適格消費者団体　認定特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

告 知

2023 年度ひょうご消費者ネット 学習会テーマ

参加無料

（全日程共通 ： 午前 10:00～11:40 頃、現地と Zoom のハイブリッド開催）

第1回　景品表示法の考え方

2023 年 11 月 26 日(日)　@兵庫県民会館 1001

上田孝治 弁護士

景品表示法の基本的な内容と 2023 年度改正内容について（ステマ規制、確約手続き、課徴金制度見直し、適格消費者団体による開示要請など）解説いただきます。また、薬機法（医療品医薬機器等法）、あはき法（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律）に抵触する広告について景表法との関連においてどう読み解けばいいかを考えます。

第2回　最近の消費者トラブル相談事例と対応

2024 年1月 14 日(日)　@兵庫県民会館 1202

大久保育子 相談員

毎年好評いただいている相談現場での最新事例と対応について、今年も引き続き大久保相談員にお話しいただきます。増加を続ける定期購入トラブルをめぐる新しい動き、最近の「のっとり」事案、貸金事案、副業事案など相談現場でお困りの事案について、詳しくお話いただきます。

第3回　ネット決済の現状と問題点

2024 年2月4日(日)　@兵庫県民会館 902

岡田崇 弁護士

インターネットサービスが多様化するとともに、オンライン決済もさまざまな手段が出現し、複雑化しています。ネット決済全般を整理し、どこに気をつけなければいけないか、どんな問題が起こっているか、その対処方法は、などを電子商取引に関わる消費者問題に詳しい岡田弁護士にお話しいただきます。